

## 議案第 6 号

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 25 年 2 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 57 号の 2 を次のように改める。

(57)の 2 教育心理専門員

別表第 1 の 57 の 2 の項を次のように改める。

57 の 2	教育心理専門員	月額 240,000 円
--------	---------	--------------

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

教育センターに勤務する臨床心理士の職名及び報酬月額を改めることについて、所要の改正を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。